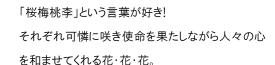
伊賀市男女共同参画センター情報紙

# 2020

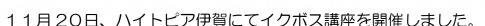
History



-人ひとりが今、居る場所で自分らしく生き、自分らしく 「きらきら」と輝いていける21世紀でありたい…。



ダイバーシティ×働き方改革 実践講座 ~女性も男性も多様性・生産性を発揮し 業績と生きがいを両立できる働き方改革~



株式会社 SSIN 代表の坂本崇博さんを講師に迎え、「ダイバーシティ×働き方 改革~女性も男性も多様性・生産性を発揮し、業績と生きがいを両立できる働き 方改革~」をテーマに、お話いただきました。「働き方改革二時間短縮」と安易 に考えがちであるが、「働き方改革=時間の使い方改革」であり、「やる事・やり 方・やる力」で、生産性そのものを高め、短時間で成果を上げることが本来の働 き方改革であること、また、「仕事人」ではなく、志をもってコトに臨み、チャ ンスを逃さない「志事人」になろう!と語られました。参加者からは、"時間を 減らすことではなく、同じ時間をどう過ごすのか、時間の使い方を考えたい""多 様性をどう発揮させるか、ダイバーシティの本質について理解できた"等の感想 をいただき、本当の意味での「働き方改革」を考える、とても有意義な時間とな りました。

皆さんも、「志事人」がたくさんいる、いきいきとした 職場をめざし、働き方について一緒に考えましょう。







### 編集·発行

伊賀市人権生活環境部人権政策課

〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地 TeL(0595)22-9632 FAX(0595)22-9666

(令和2年2月15日発行)

伊賀市男女共同参画センター情報紙「きらきら」 編 集スタッフ 岡 久美子·竹山 佐代子 的場 裕子·三山 佳代子





12月13日、"男女が一緒に学べる講座"の第4弾としまして、 「海外からジェンダーを考える」と題し、男女一緒に気づいて広が る発見講座~フィンランド編~を開催しました。

講師に元非営利団体フィンランド難民支援職員の亀谷優子さんを むかえ、フィンランドの暮らしや社会制度、家族や夫婦のあり方に ついて紹介していただきました。就労に関する制度について、基本 的に正社員・契約社員・パートなど、雇用形態に関わらず同じ権利 があること、家庭内暴力や虐待などから子どもを守る制度が充実し ていることについて語られました。

参加者からは"働く人の権利が一緒なのはうらやましい""子ども 中心の制度になっていて、子どもを産み、育てる環境が整っている ことにびっくりした""フィンランドが福祉国家ということは知って いたが、教育や医療、生活についても詳しく知ることができてよか った"等の感想をいただきました。

























「みんなを活かす 男性リーダー養成連続講座」 こんな男がいても いいじゃないか塾



魚のさばき方、節分に向けた巻き寿司な ど、プロから学ぶ料理教室が2回、講義 が2回、ワークショップが1回の全5回 の連続講座です。

もうすぐ、第3期生が修了を迎えます。



講座では、講師の言葉に熱心に耳を傾け、自身の 意見をしっかり述べ、調理実習では「ここに包丁 を入れればいいのか」と、魚と格闘しながら、真 剣に取り組む姿が印象的でした。

第3期生のみなさん、これから第1期生・第2期 生の皆さんとともに「みんなを活かし隊」として、 活躍していただけることを期待しています。









## TOPICS part 33

### 男性の育休取得

1月、"小泉進次郎環境大臣が 2 週間の育児休暇取得"というニュースがありました。現役の閣僚が育児休暇を取得するのは初めてのことだそうです。これをきっかけに、男性の育児休業取得が当たり前のこととなってほしいと思います。

そこで今回は、男性の育休について考えたい と思います。皆さんは、「育児休業」と「育児休 暇」の違いについてご存知ですか。

### 〇育児休業とは

育児休業とは、子育てのために取得する休業のことです。平成3年に制定された「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(「育児・介護休業法」)に基づき、その基準が法律で定められています。法律に基づき、一定の条件を満たすことで育児休業給付金を受け取ることができます。育児休業給付金は、雇用保険から支給されています。

### ○育児休暇とは

育児休暇とは、子育てのために取得する休暇 のことです。文字通り「休暇」ですので、法律 で定められた制度ではありません。多くの企業 では就業規則などで規定されており、育児休業 の適応条件に満たない労働者への救済措置や、 育児休業と併せて利用できる制度として使われていることが多く見かけます。

### 〇育児休業取得率

厚生労働省が発表している 2018 年度の男性の育児休業取得率は、6.16%です。厚生労働省では、男性の育児休業取得率を 2020 年度には13%に上げることを目標に掲げています。しかし、前回 2017 年度の 5%から 2018 年度はたった 1.16%しか改善していないのです。

一方、女性の育児休業取得率は、82.2%です。しかしこの数字は、現在も継続して働いている女性の数を分母としています。実際は、第1子の出産を機に46.9%\*の働く女性が仕事を辞めているのです。継続して働くことも、出産を機に辞めるのも、本人の自由です。男性の育休取得も「必ず取りましょう」と言っている訳ではありません。家庭の事情もそれぞれ違うのです。ただ、家庭で相談した結果として、"出産しても働き続けたい"と考えている女性が、退職をしなければいけない、"育休を取得したい"と考えている男性が育休を取れないことが問題なのです。

(男女共同参画係)

※出産前に仕事をしていた女性の数を分母としています。



# みんなで協力! 女性防災!|一ダー 養成連続節座 を開餅します!

2020 年度より女性防災リーダー養成連続講座を開催します。 全 4 回の連続講座を予定しておりますので、ぜひ、ご応募ください。 詳しくは、6 月の広報でお知らせします。